

防整施第7113号
28.3.31

一部改正 防整施第4978号
令和2年3月30日

一部改正 防整施第20437号
令和2年12月23日

一部改正 防整施第15381号
令和5年7月12日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局管理部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局管理部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

建設工事における建設共同企業体の取扱いの運用について（通知）

建設工事における建設共同企業体の取扱いについて（防整施（事）第149号。28.3.31）に基づき別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事における建設共同企業体の取扱いの運用について（防整施第17560号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官、地方協力局地方協力企画課長

建設共同企業体の取扱いの運用の留意事項

1 特定建設工事共同企業体の取扱いについて

(1) 施工方式の区分について

建設工事における建設共同企業体の取扱いについて（防整施（事）第149号。28.3.31。以下「通達」という。）の別紙の第1の特定建設工事共同企業体の施工方式による区分は次のとおりとし、対象工事の内容に応じて決定するものとする。

ア 共同施工方式（甲型共同企業体）

全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式

イ 分担施工方式（乙型共同企業体）

各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式

(2) 対象工事について

通達別紙の第1第1項第1号の工事規模は、後年度計画を随意契約により行う場合に当たっては、全体計画額を対象とする。

(3) 構成員の組合せについて

通達別紙の第1第2項第2号の構成員については、各構成員が次の事項を全て満足することを条件とするものとする。

ア 対象工事に係る工事種別について、整備計画局施設計画課長から級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を所管する地方防衛局又は地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。）に競争参加を希望していること。

イ 対象工事に係る工事種別の経営事項評価数値又は総合審査数値が、建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則について（防整施第6919号。28.3.31）において規定する点数の範囲であること。ただし、代表者以外の経営事項評価数値又は総合審査数値については、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、引き下げることができるものとする。

(4) 構成員の技術的要件等について

通達別紙の第1第2項第3号の構成員の技術的要件等については、次に掲げる事項に関し留意の上設定するものとする。

ア 同程度の工事の施工実績及び配置予定の技術者の条件については、対象工事の内容に応じて決定するものとするが、施工上の技術的特性等を勘案した弾力的な運用を図ることとし、範囲をいたずらに狭くしないものとする。また、効果的な共同施工が確保されることを前提に、特定建設工事共同企業体の施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者以外の構成員に係る技術的要件等を代表者に係るものより緩やかにすること

ができるものとする。

イ 同程度の工事の施工実績及び配置予定の技術者の同程度の工事の経験は、当該年度及び前年度から過去15年間に完成したものを対象とする。

なお、特殊なものについては対象期間を定めないのであるものとする。

ウ 工事現場に専任で配置を求める主任技術者は、国家資格を有する主任技術者とする。

エ 経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員となることはできないものとする。

(5) 出資比率要件について

乙型共同企業体については、通達別紙の第1第2項第5号の出資比率要件を求めないものとする。ただし、分担工事額のない者を構成員とすることは認めないものとする。

(6) 代表者の要件について

通達別紙の第1第2項第5号の「発注工事に対応する工種に係る施工能力が大きいと認められる者」とは、発注工事の内容及び地域的特性等を勘案の上施工能力が大きいと認められる者とする。ただし、経営事項審査数値又は総合審査数値の小さい者を代表者としている場合には、その理由について確認するものとする。

(7) 公示について

通達別紙の第1第3項第2号の公示（以下「公示」という。）については、次に掲げる事項に関し留意するものとする。

ア 特定建設工事共同企業体により一般競争入札を行わせる場合は、公示及び一般競争入札における入札公告（以下「入札公告」という。）は、同一の日に行うものとする。

なお、予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の工事に係る公示は、官報により行うものとする。

イ 公示は、庁舎内等の複数の箇所に掲示するものとし、掲示の期間は、申請書等の受付期限の日までとする。また、ホームページにおいても公示日以降速やかに掲載するものとし、掲載期間は入札書の受付期限の日までとする。

ウ 公示の掲示等に係る業務は、建設工事の契約事務をつかさどる部署（以下「契約担当部署」という。）の職員が行うものとする。

エ 公示の写しは、契約担当部署において、入手を希望するすべての者に対して、無償で交付するものとする。

(8) 特定建設工事共同企業体により一般競争入札等を行わせる場合の取扱について

ア 公示から特定建設工事共同企業体に係る資格審査申請書の提出期限の日までは概ね10日以上を確保するものとし、資格審査申請書の提出期限は競争参加資格確認申請書の提出期限の日と同一の日とする。

イ 通達別紙の第1第1項第2号の「単体有資格者」の参加を認める工事において、「単体有資格者」に求める経営事項審査数値又は総合審査数値、同種工事の実績、配置予定技術者の同種工事の経験については、特定建設工事共同企業

体の代表者に求めるものと同様とする。

ウ 公示に記載する技術的要件等については、入札公告及び入札説明書に記載する要件と整合がとれたものとする。

2 経常建設共同企業体の取扱いについて

(1) 通達別紙の第2第1項第3号ウに規定する主任技術者は、国家資格を有する主任技術者とする。ただし、地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を発注工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すことになると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者として認めるものとする。

(2) 通達別紙の第2第2項の登録に関して、経常建設共同企業体の構成員が単体として登録している工事種別において、経常建設共同企業体として申請すること又は経常建設共同企業体が登録している工事種別において、当該企業体の構成員が単体として申請することはできないものとする。

3 共同企業体協定書について

特定建設工事共同企業体に係る甲型共同企業体協定書については付紙第1、乙型共同企業体協定書については付紙第2及び付紙第3、経常建設共同企業体に係る共同企業体協定書については付紙第4及び付紙第5を参考に作成されたものとし、次に掲げる事項に関し留意するものとする。

(1) 競争参加資格審査

通達別紙の第1第3項第3号アに基づき競争参加資格審査申請書に添付させる共同企業体協定書の写しは、付紙第1又は付紙第2を参考に作成されたものの写しとする。

(2) 契約内容の変更

契約内容の変更に伴い構成員の出資比率が見直されたときは、特定建設工事共同企業体のうち甲型共同企業体については付紙第1を参考に作成された共同企業体協定書を、経常建設共同企業体については付紙第5を参考に作成された協定書を変更することとし、変更契約書に変更後の共同企業体協定書又は協定書を添付させるものとする。

(3) 工事分担額の確認

乙型共同企業体については、落札者決定後から契約締結前までに付紙第3を参考に作成された協定書の写しを提出させるものとする。また、契約内容の変更に伴い工事分担額が変更されたときは、付紙第3を参考に作成された協定書を変更することとし、変更後の協定書の写しを提出させるものとする。

4 照会窓口の設置等について

手続等に関する照会・質問及び申請書の受付窓口は、契約担当部署の職員とする。

建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 支出負担行為担当官〇〇〇〇防衛局長 〇〇 〇〇（以下「発注者」という。）の発注に係る〇〇（〇）〇〇〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負。
- 二 前号に付帯する事業。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇（〇）〇〇〇〇工事〇〇建設・〇〇建設建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
- 〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 〇〇建設株式会社 〇〇%
- 〇〇建設株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して

評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇(〇)〇〇〇〇建設工事〇〇建設・〇〇建設建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名し、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

建設共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 支出負担行為担当官〇〇〇〇防衛局長 〇〇 〇〇（以下「発注者」という。）の発注に係る〇〇（〇）〇〇〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負。
- 二 前号に付帯する事業。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇（〇）〇〇〇〇工事〇〇建設・〇〇建設建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。
2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
- 〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- 〇〇工区に係る建築工事 〇〇建設株式会社
- 〇〇工区に係る建築工事 〇〇建設株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定め

るところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるもの

とする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇（〇）〇〇〇〇建設工事〇〇建設
・〇〇建設建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を
作成し、各通に構成員が記名し、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

- 1 工事の名称 〇〇(〇)〇〇〇〇工事
- 2 分担工事額(消費税分及び地方消費税分を含む。)
〇〇工区に係る建築工事 〇〇建設株式会社 〇〇円
〇〇工区に係る建築工事 〇〇建設株式会社 〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、1年とする。
ただし、1年を経過しても当企業体にかかる建設工事の請負契約の履行後3ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわれない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇經常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇經常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 〇〇 (〇) 〇〇〇〇工事
- 2 出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇經常建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇